平成２２年（フ）第２２４７号
大阪府八尾市小阪合町１丁目３番36号　松田文化101号
債務者　吉村佳津子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５５号
大分市大字久土500番地の108
債務者　木村惠美子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
茨城県那珂郡東海村大字須和間679番地108南台住宅48―10
債務者　立谷　充顯
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３３号
茨城県東茨城郡茨城町大字上雨ケ谷578番地１
債務者　岩瀬五十美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
茨城県桜川市磯部746番地
債務者　中村　真司（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎4556番地５
債務者　竹田　富治
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１４７号
水戸市吉沢町230番地の７　サングリーンハイツＣ棟102号
債務者　蔀　由美子（旧姓矢吹）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目12番地２　ボヌールリベルテＢ201、旧住所茨城県つくば市大井1613番地７
債務者　山岸　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
茨城県土浦市おおつ野６丁目２番18号ベルフラワーＤ202
債務者　中山　博歳
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８４号
茨城県石岡市東大橋2120番地81
債務者　岩田　由香
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
兵庫県たつの市龍野町旭町22番地
債務者　宮崎　二郎
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６０号
北海道苫小牧市永福町２丁目10番５号　山本ハイツ１階左
債務者　北島有希子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第５４７号
山梨県甲府市下積翠寺町1083番地
債務者　望月　美彦
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
三重県名張市美旗町池の台東44番地
債務者　高橋　義雄
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２４５号
京都市東山区宮川筋６丁目366番地
債務者　佐々木博光
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
京都市伏見区向島庚申町34番地　ルミエールふじ303号室
債務者　矢野　　薫（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８４３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目25番14号ポート武庫之荘202
債務者　近藤富美子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係